

令和 2 年 6 月 議 会 定 例 会 議 案

市 長 提 案 理 由 説 明 要 旨

(令 和 2 年 6 月 1 1 日 提 出)

新 潟 市

本日提案いたしました議案の概要につきまして、説明を申し上げます。

議案第 45 号から第 48 号及び第 64 号は、一般会計ほか 3 会計の補正予算です。

初めに、一般会計の主な内容について申し上げます。
まず、新型コロナウイルス感染症対策分を説明いたします。

「地域を支える商店街支援事業」は、商店街が独自に取り組む感染症対策や集客に向けた活動に対して支援するものであり、

「事業ブラッシュアップ支援補助金」については、新しい生活様式を踏まえた、既存事業の見直しなど中小企業の新たな取り組みを支援するものです。

「にいがたを贈ろう 農産物産地直送支援事業」は、広域的な人の移動を控えることが求められるなか、市内産の果物や枝豆などを贈る際の送料を支援するものであり、

「スマート農業導入支援事業」は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による労働力不足に対応して、生産コストや労働力の削減につながる農業機械を導入する農業者を支援するものです。

感染症にかかる入院医療やPCR検査などの対応としては、新型コロナウイルスに感染された方の入院医療費や地域外来・検査センターなどで行うPCR検査の自己負担分を公費負担するほか、

感染者の発生に備え、空きベッドの確保を行う病院を支援するものです。

「放課後児童健全育成事業」は、放課後児童クラブにおける小学校休校に伴う追加経費や衛生用品の購入費用、民設クラブの利用料収入の減収に対応するものであり、

「避難所における感染症対策事業」は、感染拡大防止に必要な物品を各避難所に配備するものです。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策協力基金への積み立て」についてです。

先の5月臨時会において、新型コロナウイルス感染拡大によって大きな影響を受けている、市民生活や地域経済への支援に協力するため、議員の皆さまが、自らの報酬を減額されたことに対して、改めて敬意と感謝を申し上げます。

執行部としても、議員の皆さまとともに、大変な状況にある市民と気持ちを一つにして、この危機に向き合ってい

く決意を示すため、特別職の給料及び管理職手当の一部削減を実施します。特別職のうち、私と副市長は、集中改革プランを着実に進める姿勢を示すため、給料削減をしていますが、その削減率の10%上乘せと、

教育長、水道事業管理者、常勤監査委員の給料の10%削減を、また、医療職を除く、副参事以上の管理職手当の20%削減を、それぞれ今年8月から12月までの5か月間実施するもので、議員の皆さまの報酬の減額相当分とあわせ、基金に積み立てるものです。

その他の対策事業としては、区バス、住民バス、空港へのリムジンバスの運賃収入の減少に伴う本市負担の増額、介護施設の個室化に向けた改修、学校の臨時休校に伴う、発注済み食材費の一部負担、集客力の高い文化施設への体温測定器の配備を行います。

また、予備費につきましては、1億円増額し、今後の緊急的な財政需要に対応してまいります。

ここまでが、新型コロナウイルス感染症対策分となります。

次に通常補正分です。

「国補助内示に伴う増額補正」については、関屋大橋や有明大橋をはじめとする橋りょうの修繕や道路の新設改良などの補助内示に伴い増額するものであり、

「新潟駅交通ターミナル整備事業」は、国の直轄事業として、新潟駅南側に中長距離バスを集約するバスターミナルの整備が事業化されたことに伴い、調査設計費用の一部を負担するものです。

「児童相談所施設整備事業」は、配置基準の改正による児童福祉司などの増員や相談・一時保護件数の増に対応するため、敷地内での増築と改修の費用を補正するとともに、債務負担行為を設定するものであり、

「新潟地域若者サポートステーション事業」は就職氷河期世代で、無業状態にある方への相談・支援体制を拡充するものです。

また、税と年金システムの再構築に伴う経費を計上するとともに債務負担行為を設定するほか、

環境省のガイドラインに基づくPCBの調査、森林環境譲与税を活用した森林の現況調査、有償で売り払いを行ったデイサービスセンターの国県補助金の返還を行います。

次に、国民健康保険事業会計では、システムの再構築に要する経費を計上するとともに債務負担行為を設定するものであり、

介護保険事業会計では、利用者や職員に感染が発生した場合においても、介護サービスを継続して提供できるよう、施設への給付を行うものです。

また、病院事業会計では、医療事故に係る損害賠償金を計上するものです。

以上が補正予算の主な内容であります。出納整理期間も過ぎ、令和元年度の収支状況が、概ね見通せる段階となりましたので、この機会に決算見込みについて、ご報告を申し上げます。

歳入につきましては、予算額を上回る市税収入を確保できる見通しであり、歳出につきましては、除雪経費が例年よりも少なかったほか、特別会計への繰出金など、一定の不用額も生じることから、実質収支は30億円程度の黒字を確保できる見通しです。

次に、一般議案の概要について、説明いたします。

議案第 49 号は、人事院規則の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の^{ぼうえき}防疫業務に従事する職員の接触手当を増額する規定を整備するものです。

議案第 50 号は、地方税法の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症にかかる税制上の対応のほか、関連する規定を整備するものであり、

議案第 51 号は、新型コロナウイルス感染症対策として、介護保険料の減免申請手続きに関する規定を整備するものです。

議案第 52 号は、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等について、関連する規定を整備するものであり、

議案第 53 号は、芸術創造村・国際青少年センターの利用対象者の範囲を拡大するものです。

議案第 54 号及び第 55 号は、潟東ゆう学館の指定管理者制度の導入に伴い、関連する規定を整備するものであり、

議案第 56 号は、万代島多目的広場に指定管理者制度を導入するものです。

議案第 57 号は、個人番号の通知カードの廃止に伴い、関連する規定を整理するものであり、

議案第 58 号は、国の通知を受け、奨学金における遅延損害金の割合を変更するものです。

議案第 59 号は、省令の改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に関する規定を整備するものであり、

議案第 60 号は、法改正に伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する規定を整理するものです。

議案第 61 号は、政令の改正に伴い、自転車通行帯に関する規定を整備するものであり、

議案第 62 号は、市民病院における医療事故について、損害賠償の額を決定するものです。

議案第 63 号は、補助金返還金に係る債権について、徴収停止後相当の期間が経過し、債権を回収できる見込みがないことから、権利を放棄するものです。

議案第 65 号から第 67 号は、先ほど説明いたしました、特別職の給料及び管理職の手当の一部削減を実施するものです。

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者として、

再び、
はやかわ みきお 氏、 おおしま けんいち 氏、
早川 幹雄 氏、 大島 研一 氏、
なかがわ かねひと 氏、 たむら たいいち 氏、
中川 兼人 氏、 田村 泰一 氏、
まるやま こうじ 氏、 まるやま じゅんこ 氏、
円山 耕司 氏、 丸山 淳子 氏、
かみむら ひろし 氏、 さの 氏を、
神村 博 氏、 佐野 えり子 氏を、
新たに、 うちやま ゆきこ 氏、 もうり りゅうじ 氏、
内山 由紀子 氏、 毛利 隆二 氏、
たなか あつむ 氏、 こばやし ちえこ 氏、
田中 集 氏、 小林 千恵子 氏、
かわさき さちこ 氏、 ひろかわ ひろし 氏、
川崎 左千子 氏、 廣川 浩 氏、
すずき てい 氏、
鈴木 禎 氏

を推薦することについて、議会にお諮りするものです。

報告第1号から第3号までは、継続費などの繰り越しについて、ご報告申し上げます。

以上、提案いたしました議案について、説明申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。